令和9･10年度　給食物資納入基準

池田町大野町学校給食センター協議会

1　趣旨

この基準は、給食物資入札参加資格者名簿に登録され見積入札により契約した納入者が協議会の管理する学校給食センターにおける給食物資（以下「物資」という。）を納入するにあたって、特に注意すべき事項を定めるものとする。

2　遵守すべき事項

物資を納入するにあたっては、次のことを遵守し、適正かつ的確に行わなければならない。また、詳細については、「令和9･10年度　給食物資購入計画仕様書」を参照すること。

（1）　総括的事項

①　衛生的な物資の納入

（ア）　配達に従事する職員については、腸内細菌検査を実施していること。また、納入月前に必ず検査結果の写しを協議会へ提出すること。

（イ）　物資は過度に加工したものは避け、常に鮮度の良い衛生的なものを選択するよう配慮し、特に有害なもの又は、その疑いのあるものは避けるよう留意すること。

（ウ）　不必要な食品添加物（着色料、保存料、防腐剤、漂白剤）が添加された物資、内容表示、製造年月日、期限表示、製造業者等が明らかでないものは納入しないこと。

（エ）　地域における伝染病、食中毒の発生状況に配慮して、物資を納入すること。

②　的確な納入体制

物資の納入は、納入期日及び納入時刻を厳守し、納入の際は、検収責任者の立ち会いのもと、必ず専用の検収室に納入し、物資が直接床面に接触しないよう注意すること。

（ア）　納入にあたっては、納品書に必要事項を記載のうえ、提出すること。

（イ）　検収責任者立会のもと、注文に基づく品名、製造年月日、期限表示、数量、品質、鮮度、包装容器等の状況、品温（運搬の際、適切な温度管理を行うこと。）、異物の混入等について確認し納入すると。

（ウ）　納入終了後は、納入に用いた容器等は持ち帰ること。

（エ）　調理場内に立ち入らないこと。

（カ）　納入者は、納品前に必ず健康チェックを行い、衛生的な服装（専用帽子の着用、手洗いの励行）で納入すること。

（キ）　運搬車の衛生面に配慮すること。

（2）　作業別･品目別の注意点

納入する際は、次に掲げる事項を遵守すること。

①　共通事項

（ア）　腐敗、変質による異臭、変色、粘り（糸引き、ぬめり）、カビ等がないか確認すること。

（イ）　異物が入ってないか、虫が発生していないか確認すること。

（ウ） 生鮮物は、干からびていないか、乾物などは湿気を帯びていないか確認すること。
（エ） 包装袋が破れていないか、容器の口が開いていないか確認すること。
（オ） 食品は指定された搬入口に納入されているか確認すること。

② 荷解き
（ア） 段ボールや個包装で納入する場合は、開封して中の物資が確認できるようにすること。
（イ） 金具、テープ、ビニール等の異物混入に注意すること。

③ 肉類、魚介類(加工品を含む)
（ア） 肉は袋を二重にして詰め、清潔かつ衛生的に取り扱い、ドリップの出ない温度管理をすること。
（イ） 食肉、魚介類(加工品を含む。)の納品書には、加工日、生産地、期限表示を明記すること。
（ウ） 温度管理には、特に気を付けること。

④ 液卵
（ア） 納品時の温度管理に気をつけること。

⑤ 豆腐類
（ア） 遺伝子組み換え大豆を使用していないものとすること。
（イ） 納品書に期限表示、製造年月日、原材料の生産地の分かるものを添付すること。

⑥ 麺類
（ア） 納品書には、期限表示、製造年月日を明記すること。

⑦ 野菜類
（ア） 納品書には、産地を明記すること。(岐阜クリーン農法表示野菜の場合は生産者番号の添付)

⑧ 食用油
（ア） 納品書には、期限表示を明記すること。

⑨ 米穀
（ア） 納品書には、産地、精米日を明記すること。

⑩ その他(冷凍食品、レトルト物資等)
（ア） 納品時に、期限表示を明記したものを添付すること。
（イ） 製造物に係るロットナンバーを添付すること。

3 地産地消の推進

給食物資納入業者は、価格の範囲内で県産品を積極的な納入に努めるものとする。